

市・県民税の申告と所得税の確定申告

早めの準備で正しい申告

ことしも市役所と市内各地区の会場では、市・県民税の申告と所得税の確定申告、成田税務署では所得税の確定申告の受け付けを行います。それぞれの申告受付期間を確認のうえ、最寄りの申告会場へお越しください。

ことしは2月20日(日)と27日(日)にも、成田税務署では確定申告書作成のアドバイスと申告の受け付けを、市役所では市・県民税の申告の受け付けを行いますので、早めに準備をしてなるべく2月中に申告をしてください。



事業所得などがあつた人
農業・農業収支内訳書を必ず作
成し持参してください。その他
の事業での所得や不動産・配当
などの所得があつた人(所得が少
ない場合や赤字の場合でも申告
を)
給与所得者で次のいずれかに該
当する人

ことしの1月1日現在市内に住
んでいた人で、平成16年中に次に
該当する人は、市・県民税の申告
をする必要があります。
ただし、平成16年分の所得税の
確定申告をした人や、勤務先から
給与支払報告書(年末調整済み)が
提出される人は、市・県民税の申
告をする必要がありません。

受け付けは2月1日(火)から
3月15日(火)まで

市・県民税の申告

除などを受けようとする人
その他
市内に住んでいないが、ことし
の1月1日現在に事務所・事業
所・家屋敷が市内にある人

申告を忘れると・・・

市内に住んでいないが、ことし
の1月1日現在に事務所・事業
所・家屋敷が市内にある人

今回の申告は、平成17年度分の
市・県民税を算出する基礎となり
ます。申告をしないと、児童手当
などを受けたときや保育園に入園
するとき、融資を受けるとき、公
営住宅に入居するときなどに必要

- 勤務先から市役所に給与支払報
告書が提出されていない人
 - 給与所得以外に所得があつた人
○平成16年中に退職し、ことしの
1月1日現在就職していない人
○公的年金などの受給者で次のい
ずれかに該当する人
○公的年金などの所得以外に所得
があつた人
○社会保険料控除や生命保険料控
除をして最寄りの会場で申告して
ください。
- 申告は最寄りの会場で
申告は、左表のとおり各地区的
会場で受け付けします。早めに準
備をして最寄りの会場で申告して
ください。
- なお、2月1日(火)から15日
(火)までは、市・県民税申告(農業
所得を除く)のみ受け付けとなりま
すので、注意ください。

市・県民税の申告について、
くわしくは税務課(☎ 2015)

ん、必ず申告をしてください。

申告会場と受付日時

会場	受付日
市・県民税(農業所得を除く)の申告	
市役所2階 税務課	2月1日(火)~15日(火) (土・日曜日、祝日を除く)
市・県民税と所得税の申告	
市役所6階 中会議室	2月16日(水)~3月15日(火) (土・日曜日を除く。ただし2月20日(日) と27日(日)は受け付け)
豊住公民館	2月23日(水)
久住公民館	2月24日(木)
遠山公民館	2月25日(金)
中央公民館	3月1日(火)
公津公民館	3月2日(水)
八生公民館	3月3日(木)
中郷公民館	3月4日(金)
受付時間	
午前9時~正午	午前中の受け付けは、混雑状況によって 正午前に終了する場合があります。
午後1時~5時	公民館の受け付けは、午後3時までです。

各会場の受け付けで番号札をお渡ししますので順番が来るまでお待ちください。また、申告書には住所・氏名をあらかじめ記入して押印・割り印などの準備をお願いします。

